

令和7年度

P T A 総会

名古屋市立大高南小学校 P T A

議 事

- 第1号議案 令和6年度 事業報告
- 第2号議案 令和6年度 決算報告 会計監査報告
- 第3号議案 令和7年度 会長の承認
- 第4号議案 令和7年度 事業計画（案）
- 第5号議案 令和7年度 予算案
- 第6号議案 P T A 規約の改正について

令和6年度事業報告

総会	書面開催
理事会	○ 年3回実施（6月17日、10月11日、2月26日）
役員会	○ 各委員会活動の連絡・調整 ○ 評議員選出に関わる活動 ・ R7年度評議員の募集 ・ 説明会の開催（11月9日、2月26日） ○ 学校の教育活動への協賛、ボランティアの呼びかけ ・ PTAあいさつ活動の実施（11月25日～29日） ・ 作品展ボランティアの募集・参加（1月31日、2月1日） ・ 学校保健安全委員会への参加（2月6日） ○ 市PTA、区PTAへの協力 ・ 区PTA協議会・安全会総会への参加（5月10日） ・ 市PTA協議会・安全会総会への参加（5月21日） ・ 区PTA代表者会への参加（6月4日、10月16日） ○ 地域活動への参加 ・ 学区連絡協議会への参加 ・ 学区夏祭り企画委員会への参加 ・ トワイライト運営協議会への参加
安全委員会	○ 児童の安全を守る活動 ・ 交通当番表（旗当番）の作成・配付（5、9、11、2月） ・ 学区見守り活動（旗当番）※ 全会員で実施 ・ 安全旗購入・配付 ・ 全市一斉パトロール（年3回） ・ 子ども110番の家へ手紙配付・あいさつ ・ 子ども安全ボランティア講習会への参加
広報委員会	○ 広報誌「大高南PTA」の発行 ・ 内容の検討（4月） ・ 写真撮影、取材、記事の作成（4～6月） ・ 広報誌印刷、配付（7月）
ふれあい委員会	○ さわやかホリデーの企画・運営 ・ 「ゴールボール」体験会の企画、実施（11月24日）
厚生委員会	○ 親学アクションの提案 ・ 親学アクション「おうちで避難訓練」の提案（9月20日） ・ アンケートの取りまとめ（11月）
教養委員会	○ 会員に向けた成人教育活動 ・ インターネット講座「e-ねっと*なごや」を会員に紹介（10月25日）。
その他	○ PTAバレーボール ・ 区PTAバレーボール大会への参加（6月29日）

第2号議案

令和6年度

PTA経常費決算書

名古屋市立大高南小学校PTA

★ 歳入総額
★ 歳出総額
★ 差引残高

3,741,424 円
1,649,686 円
2,091,738 円

1 歳入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	増・△減	備考
1 会 費	806,400	794,716	△ 11,684	PTA会員世帯+教員 月100円
2 利 息	15	378	363	
3 そ の 他	0	0	0	家庭教育セミナー委託料
4 繰 越 金	2,946,330	2,946,330	0	R4会費より追加計上
計	3,752,745	3,741,424	△ 11,321	

2 歳出の部

項 目	節	細 節	予 算 額	決 算 額	増・△減	備考		
運営費	事務費	1 報償費	謝 金	30,000	30,660	660	講師謝礼等	
			賞 賜 金	160,000	70,510	△ 89,490	離任花束等	
		2 需用費	備 品 費	250,000	142,700	△ 107,300	PC購入費など	
			消耗品費	330,000	76,170	△ 253,830	安全旗購入費等	
			印刷製本費	350,000	214,616	△ 135,384	PTA広報誌印刷費等	
			食 料 費	10,000	405	△ 9,595		
			慶 弔 費	20,000	9,350	△ 10,650	慶弔・見舞等	
			3 旅 費	交 通 費	60,000	43,500	△ 16,500	P T A研修等交通費
		活動費	1 活動費	役員会合費	20,000	13,246	△ 6,754	役員会会合費等
				教養活動費	20,000	0	△ 20,000	教養委員会合費等
				厚生活動費	20,000	2,174	△ 17,826	厚生委員会合費等
				安全指導活動費	20,000	18,450	△ 1,550	安全委員会合費等
	ふれあい活動費			20,000	0	△ 20,000	ふれあい委員会会合費等	
	広報活動費			20,000	15,481	△ 4,519	広報委員会会合費等	
	P T Aバレー活動費			35,000	60,364	25,364	大会参加費、用品購入費など	
	児童福祉奨励費			1,590,000	742,720	△ 847,280	児童活動の援助・進級祝い等	
	2 協力費	分 担 金	110,000	83,220	△ 26,780	市・区P T A協議会分担金等		
		関係団体等の協力費	30,000	26,120	△ 3,880	PTA安全会加入費等		
	その他	その他	そ の 他	15,000	0	△ 15,000	防災対策備蓄等	
	予備費	予備費	予 備 費	542,745	0	△ 542,745	予備のための経費	
積立金	積立金	積立金	積立金	100,000	100,000	0	周年行事積立金	
教育 協力費	教育 協力費	旅 費	旅 費		0	0		
		渉外費	負担金分担金		0	0		
		渉 外 費			0	0		
計			3,752,745	1,649,686	△ 2,103,059			

3 差 引 残 高 2,091,738 円

上記の通り決算報告をいたします。

名古屋市立大高南小学校PTA

会 長 森田 啓紀
会 計 加藤 彩子
永井 亮

会計帳簿・証拠書類等照合の結果、

収支とも正確に執行されたことを認めます。

会計監査 梅田 瑞穂
塩川 巳喜

令和6年度 特別会計（積立金）

名古屋市立大高南小学校PTA

特別会計（積立金）

項目	収入	支出	増・△減	備考
繰越金	922,560	0	922,560	
積立金	100,000	0	100,000	令和5年度経常より振替
利息	74	0	74	
合計	1,022,634	0	1,022,634	

上記の通り決算報告をいたします。

会 長 森田 啓紀
会 計 加藤 彩子
永井 亮



会計帳簿・証拠書類等照合の結果、
収支とも正確に執行されたことを認めます。

会計監査 梅田 瑞穂
塩川 巳喜



第3号議案

大高南小PTA

推薦委員会

令和7年度 PTA会長承認について

去る令和7年2月26日、大高南小特活室において開催した理事会後、会長推薦委員会を開き協議したところ、土屋 英之さんが、令和7年度の会長を受けていただける旨のご返事を頂きました。会長推薦委員会として、会長に土屋 英之さんが推薦されたことをご報告いたします。

令和7年度事業計画(案)

総会	書面開催
理事会	年3回(6月、10月、2月)実施
役員会	○ 各活動の内容検討、連絡・調整 ・ 活動内容の検討、メンバーの募集 ○ 市PTA、区PTAへの協力 ・ 市、区PTA協議会・安全会総会への参加 ・ 区PTA代表者会への参加 ○ 地域活動への参加 ・ 学区連絡協議会への参加 ・ 学区夏祭りへの協力 ・ トワイライト運営協議会への参加
会員による活動	○ 児童の安全を守る活動 ・ 学区見守り活動(旗当番) ※ 全会員で実施 ・ 交通当番表の作成、配付 ・ 全市一斉パトロール(年3回) ○ 会員に向けた成人教育活動 ・ 家庭教育セミナーの企画・実施 ○ 広報活動 ・ 広報誌の企画・作成など ○ 学校の行事へのボランティア参加 ・ スポーツフェスタ、作品展への協力など ○ PTAバレーボール活動 ・ 区PTAバレーボール大会への参加(6月) ○ その他PTA企画による活動 ・ 「さわやかホリデー」の企画・開催 ○ 各種対外派遣への参加 ※ 活動ごとに参加メンバーを募集します ※ 予定は変更する場合があります

P T A 経 常 費 予 算 書 (案)

名古屋市立大高南小学校 P T A

★ 歳 入 総 額	2,859,888 円
★ 歳 出 総 額	2,859,888 円
★ 差 引 残 高	0 円

1 歳 入 の 部

項 目	前年度実績	今年度予算額	備 考
1 会 費	794,716	768,000	PTA会員世帯+教員(合計640口と推計) 月100円
2 利 息	378	150	
3 そ の 他	0	0	
4 繰 越 金	2,946,330	2,091,738	
計	3,741,424	2,859,888	

2 歳 出 の 部

項	目	節	細 節	前年度実績	今年度予算額	備 考	
運営費 2,759,888	事務費 620,000	1 報償費 130,000	謝 金	30,660	50,000	講師謝礼等	
			賞 賜 金	70,510	80,000	会員の表彰・感謝の会花束等	
		2 需用費 445,000	備 品 費	142,700	100,000	パソコン、プリンター購入費等	
			消 耗 品 費	76,170	80,000	事務用品・封筒、安全旗等	
			印刷製本費	214,616	250,000	旗笛音表等印刷費、用紙類、コピー機リース費など	
			食 料 費	405	5,000	会合・接待費・学校行事活動等	
			慶 弔 費	9,350	10,000	慶弔・見舞等	
		3 交通費 45,000	交 通 費	43,500	45,000	P T A 研修・講習会等交通費	
		活動費 1,520,000	1 活動費 1,395,000	団体活動費	49,351	50,000	役員会、活動団体他の会合費用
				PTAバレー活動費	60,364	60,000	大会参加費、用品購入費など
	児童福祉奨励費			742,720	1,285,000	児童活動の援助・進級祝い等	
	2 協力費 125,000		分 担 金	83,220	95,000	市・区 P T A 協議会分担金等	
		関係団体の協力費	26,120	30,000	PTA安全会、保険等		
	その他 10,000	その他 10,000	そ の 他	0	10,000	防災対策備蓄等	
	予備費 609,888	予備費 609,888	予 備 費	0	609,888	予備のための経費	
積立金 100,000	積立金 100,000	積立金 100,000	積立金	100,000	100,000	周年行事積立金	
教育 協力費 0	教育 協力費 0	旅 費 0	旅 費	0	0	その他交通費等	
		渉外費 0	負担金分担金	0	0	研究会・研修会費等	
		0	渉 外 費	0	0	渉外諸費	
合 計					2,859,888		

令和7年度 特別会計（積立金） 予算書（案）

名古屋市立大高南小学校PTA

★ 歳入総額	1,522,638 円
★ 歳出総額	1,422,638 円
★ 差引残高	100,000 円

特別会計（積立金）

歳入の部

項目	前年度実績	今年度予算	備考
繰越金	922,560	1,022,634	
積立金	100,000	100,000	令和6年度経常より振替
市補助金	0	400,000	
利息	74	4	
合計	1,022,634	1,522,638	

歳出の部

項目	今年度予算	備考
学校要覧・封筒作成（1400部）	191,620	
クリアファイル作成（1400枚）	36,000	900枚まで無料
記念グッズ	895,018	
スポーツフェスタ バルーンリリース	200,000	
積立金	100,000	
合計	1,422,638	

名古屋市立大高南小学校PTA規約

※ 変更点

第1章 名称 及び 事務所

第1条 この会は 大高南小学校PTAという。

第2条 この会の事務所は大高南小学校におく。

第2章 目的 及び 活動

第3条 この会は、保護者と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- 2 家庭生活及び学校生活を高めるため、保護者に対して成人教育を盛んにする。
- 3 家庭と学校の関係を密にし、児童の教育について、保護者と教師が協力をする。
- 4 学校の教育環境と教育内容の充実をはかる。
- 5 その他、必要と認められる社会教育等の活動を行う。

第3章 方 針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び環境と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会またはこの会の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事その他の管理には、干渉しない。

第4章 会 員

第6条 この会の会員になることのできる者は、次の通りである。

- 1 大高南小学校に在籍する児童の保護者・又はこれに代わる者。
- 2 大高南小学校の教職員。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第5章 経 理

第9条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第10条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役 員

第13条 この会の役員は、次の通りである。役員は、他の役員・会計監査を兼ねることができない。

- | | | | | | |
|---|-----|-------------|---|-----|-------------|
| 1 | 会 長 | 1名 | 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 書 記 | 2名 (内1名は教員) | 4 | 会 計 | 2名 (内1名は教員) |

第14条 役員は、理事会の承認を受けた推薦委員会で推薦し、評議員会で選出した者を、総会で承認する。

→役員は、総会の承認を得て、決定する。

第15条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第16条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、この会の代表となり、一切の会務を統括し、会議の議長となる。

3 書記は、会の活動に関する重要事項を記録すると共に、この会の庶務を行う。

4 会計は、一切の会計事務を行う。

第7章 会計監査委員

第17条 経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。

第18条 会計監査委員は、推薦委員会で選出され、評議員会・及び総会で承認された者とする。

第19条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第8章 推薦委員会

第20条 役員及び会計監査委員の選出に関する事務を処理するとき、9名以上の推薦委員を置く。

第21条 推薦委員は、理事会において選出された者とする。

第22条 推薦委員は、その任務を終了したときに解任される。

第9章 総 会

第23条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第24条 総会は、定期総会と臨時総会とし、参集または書面によって開催する。開催方法は、理事会で決定するものとする。

第25条 定期総会は、毎年、年度当初に開催する。定足数は、全会員の3分の2とする。委任状を含む。書面によって開催する場合、書面表決書の未提出および白紙提出を定足数に含むものとする。

第26条 総会の議事は、出席者の過半数で決める。

第10章 理事会・評議員会

第27条 理事会は、役員、常置委員会の正・副委員長、学年理事、地域理事、及び臨時委員会のある場合は、その正・副委員長をもって構成される。

第28条 理事会は、年間計画と予算を立案する。又、各種委員会の連絡調整をはかるとともに評議員会・総会に提出する議案を調整する。

第29条 評議員会は、役員・評議員をもって構成し、運営を円滑にし、会員との連絡調整をはかる。

第30条 理事会・評議員会の議事は、出席者の過半数で決める。

第11章 常置委員会・臨時委員会

第31条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常置委員会を置く。

第32条 特別な事項について、必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

第12章 細 則

第33条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、理事会の議決を経て決める。

第13章 改 正

第34条 この規約は、評議員会において、出席者の3分の2以上の賛成を得、総会で承認されなければ改正できない。

(付 則) 1 本会規約は、昭和61年4月1日より施行される。

改正	平成元年	4月28日
改正	平成9年	4月30日 (第20条: 9名→8名)
改正	平成10年	4月22日 (第25条)
改正	平成21年	4月24日 父母 → 保護者
改正	平成29年	4月28日 (第20条)
改正	令和4年	9月30日 (第13条)
改正	令和5年	11月17日 (第24条、25条)
改正	令和7年	5月 1日 (第14、20、27、28、29、30条)

大高南小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 名古屋市立大高南小学校 P T A (以下、「本会」という) が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース (以下、「個人情報データベース」という) の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報誌、会報誌、P T A ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・常任委員長・会員・常任委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和2年2月22日より施行する。